

平成30年度毒物劇物取扱者試験について(ご案内)

1 試験日時

平成30年8月30日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

高知城ホール(高知市丸ノ内2丁目1番10号)

3 試験の種類

次のうち、いずれか1つを選んで受験すること。

- (1) 一般用毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験(実地試験は、記述式の方法による。)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。

5 提出書類

次の書類各1通を提出すること。

なお、「消せるボールペン」で記載した書類については、受理しない。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書(毒物及び劇物取締法施行細則第2号様式)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行日から6か月以内のものに限る。)
ただし、日本国籍を有しない者にあつては、国籍が記載された住民票の写し(発行の日から6か月以内のものに限る。)

(3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦7cm、横5cmの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。

(4) 受験手数料

10,500円(相当額の高知県収入証紙を受験願書に貼付すること。)

ただし、汚損又は消印をした高知県収入証紙は無効となるので注意すること。

なお、高知県収入証紙は、高知県会計管理局のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>)を参考に購入すること。また、郵送での販売に対応している売りさばき所もあるため必要に応じて利用すること。

6 願書用紙の入手方法

- (1) 直接、県医事薬務課又は各福祉保健所（高知市保健所を除く。）で受け取る。
- (2) 県医事薬務課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>）からダウンロードする。
- (3) 上記の方法で入手できない場合は、送付先を記載した封筒（角型2号）に返信用切手を貼付したものを同封のうえ、県医事薬務課へ申し込む。

7 願書等の提出

- (1) 提出方法
直接持参もしくは郵送すること。郵送の場合は、必ず簡易書留で送ること。
- (2) 提出先
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20 高知県健康政策部医事薬務課（TEL088-823-9682）
- (3) 提出期間
平成30年7月9日（月）から同年7月20日（金）までとする。
 - ・直接持参の場合の受付時間は、午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分とする。土曜日、日曜日及び祝日を除く。
 - ・郵送の場合は、書類が完備されているものに限り、7月20日（金）付け消印まで有効とする。

8 受験票の送付

受験票は、平成30年8月6日（月）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。
平成30年8月15日（水）までに届かない場合は、県医事薬務課まで問い合わせること。

9 合格者の発表等

合格者の受験番号を、平成30年9月27日（木）午前10時に高知県庁に掲示し、及び県医事薬務課ホームページに掲載するとともに、合否について直接本人あてに通知する。また、合格者には合格証を交付する。電話等での合否の問い合わせは受け付けない。

10 試験結果の開示

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第23条第1項の規定に基づき、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示を請求することができる。なお、電話等での開示請求は受け付けない。

- (1) 開示内容 総合得点及び科目別得点
- (2) 開示期間 平成30年9月27日（木）から同年10月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
開示時間は、平成30年9月27日は午前10時～12時、午後1時～午後5時15分、それ以外の日は午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分
- (3) 開示場所 高知県健康政策部医事薬務課内（県庁4階）
- (4) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類（受験票及び運転免許証等）

11 その他

受験に関する書類を受理した後は、書類及び受験手数料は返還しない。

細則第2号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

本 籍

住 所 〒

ふりがな

氏 名

印

昭和・平成 年 月 日 生

電 話 番 号

毒物劇物取扱者試験受験願書

() 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

注 () 内には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入してください。

細則第2号様式

高知県知事 様

受験願書の提出年月日を記入すること。
(願書受付期間内)

平成30年 〇月 〇日

戸籍に記載されている本籍地の都道府県名のみを記入すること。(日本国籍を有しない場合は、国籍を記入。)

本 籍 〇 〇 県

住所は、市(区)町村名、字、番地(マンションの名称、室名、〇〇様方)まで正確に記入すること。 ※受験票はこの住所に送付する

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
高知市丸ノ内1-2-20

戸籍に記載されている文字を使用し、必ずふりがなを記入すること。
忘れず押印すること。

ふりがな こうち たろう
氏 名 高知 太郎 印

平日の8時30分~17時15分の間に連絡が可能な電話番号を記入すること。

昭和・平成 〇〇年 〇月 〇日 生
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇

和暦を囲む。生年月日を記入すること。

毒物劇物取扱者試験受験願書

(〇〇〇〇) 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

受験する種別(一般、農薬用品目、特定品目)の別を記入すること。

注 () 内には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入すること。

高知県収入証紙 貼付箇所